

税法入門「法人税」

CONTENTS

第1章 法人税の概要

テーマ1	法人税とは	2
	■法人税とはどのような税金なのか	
テーマ2	法人税の種類	4
	■2種類の法人税はどのようなものか	
テーマ3	納税義務者と課税所得等	6
	■法人税は誰が納めるのか，課税の範囲は何か	
テーマ4	法人税の仕組み①	8
	■法人税はどのように計算するのか	
テーマ5	法人税の仕組み②	10
	■法人税はどのように計算するのか	
テーマ6	申告・納付	12
	■一般的な会社では中間申告と確定申告が必要である	
テーマ7	青色申告	14
	■青色申告することによって特典が得られる	
テーマ8	会社設立時の届出	16
	■会社を設立した場合には，必要書類を提出する必要がある	
テーマ9	所得の計算①	18
	■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表	

テーマ10	所得の計算②	22
■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表		

テーマ11	所得の計算③	26
■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表		

第2章 所得計算（経費等）

テーマ1	交際費の取扱い	32
■接待費などの一部は損金とならない		

テーマ2	寄附金の取扱い	36
■会社が行った寄附は、その一部が損金とならないことがある		

テーマ3	給与の取扱い①	40
■役員に対するものか、一般の従業員に対するもので取扱いが異なる		

テーマ4	給与の取扱い②	44
■役員に対するものか、一般の従業員に対するもので取扱いが異なる		

テーマ5	租税公課①	48
■租税公課には損金となるものとならないものがある		

テーマ6	租税公課②	52
■納税充当金は期末時点で未払いの当期確定申告分法人税等の額		

テーマ7	生命保険料・会費・入会金	56
■生命保険料・入会金等には損金となるものとならないものがある		

テーマ8	受取配当等の益金不算入	60
■会社が支払いを受ける配当金は益金の額に算入しないことができる		

第3章 所得計算（減価償却・引当金等）

テーマ1 減価償却① 66

■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある

テーマ2 減価償却② 70

■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある

テーマ3 減価償却③ 74

■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある

テーマ4 特別償却 78

■租税特別措置法には早期償却をするための制度がある

テーマ5 繰延資産 82

■繰延資産の償却費の損金算入には限度額がある

テーマ6 貸倒引当金① 86

■債権を一括評価金銭債権と個別評価金銭債権に分類する

テーマ7 貸倒引当金② 90

■法人税の一括貸倒引当金の計算方法には2通りある

テーマ8 貸倒損失 94

■貸倒損失の計上事実には3つに限定されている

テーマ9 収用等の所得の特別控除 98

■国道の敷設などのために資産が買い取られたときの譲渡益は非課税

テーマ10 青色欠損金 102

■欠損金は翌年度以降の所得と通算できる

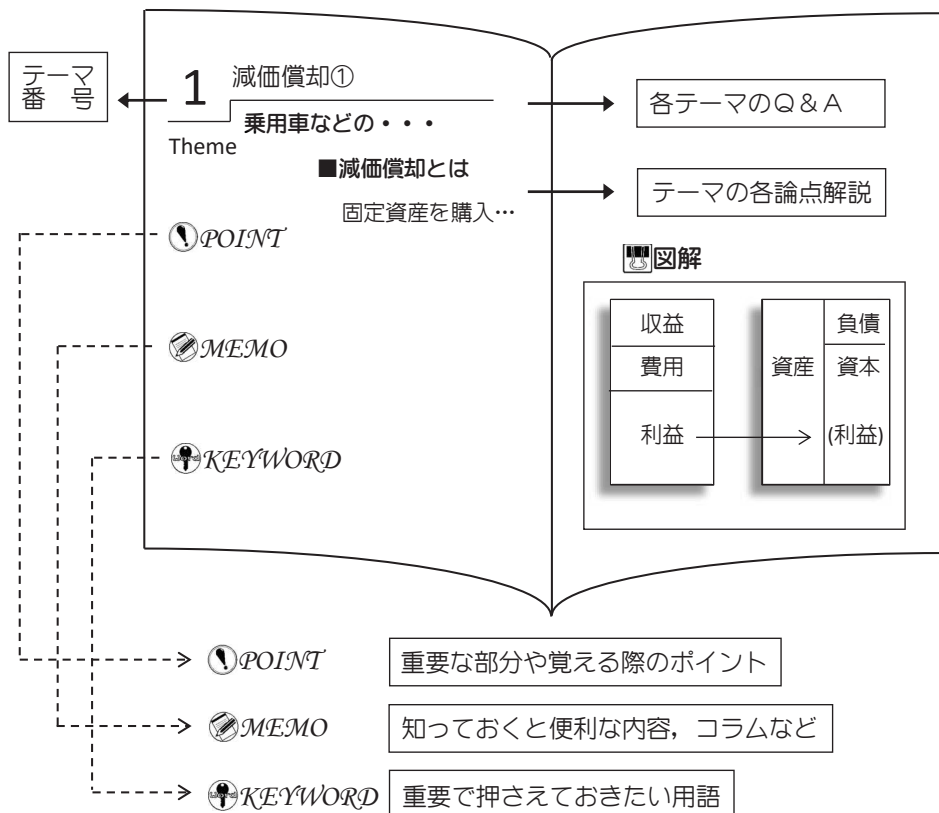
テキストの構成

■法人税入門の学習を始めるにあたって

この入門講座では、法人税を4つの章に分けて学習していきます。

第1章では法人税の基本的な仕組みを、第2章と第3章では具体的な所得計算を、そして、第4章では税額計算などを学習します。

法人税は企業会計を前提に成り立っています。従って、企業会計と比べながら学習してみてください。



■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在の施行法令等（令和4年度法令準拠）に基づき作成しております。

第1章 法人税の概要

1 法人税とは

法人税とはどのような税金なのか

Theme

MEMO

法人税も所得税も「もうけ」に対して課税する税金であるが、法人税の対象が「法人」であるのに対して、所得税の対象は「個人」である。

MEMO

法人の「もうけ」に対して課税する税金には、国税として法人税があり、地方税として住民税と事業税がある。このうち住民税は法人税に住民税率を乗じて計算する。

なお、平成26年10月1日以後は、地方法人税（国税）が課されている。

MEMO

間接税の代表である消費税は、担税者が消費者、納税者が法人や個人の事業者となる。消費者は税金を負担しているが、自分で納付するのではなく、事業者に消費税を預ける。事業者は預った消費税から、払った消費税を差し引いて納付する。

MEMO

賦課課税方式の代表である固定資産税は、市町村が税金を計算して納税者に通知する。納税者はその通知された金額を納付する。

■法人税は会社の所得に対して課される

法人税は会社の「もうけ」に対して課されます。ただし、会社の決算書に計上される「利益」に税法独自の観点から調整を加えた「所得」を基準にして課税がなされます。

■法人税は国税である

税金のうち、国が課する税金を「国税」、都道府県などの地方公共団体が課する税金を「地方税」といいます。法人税は所得税や相続税、消費税などと同様に国が課する「国税」に該当します。なお、地方税には、住民税や事業税、固定資産税などがあります。

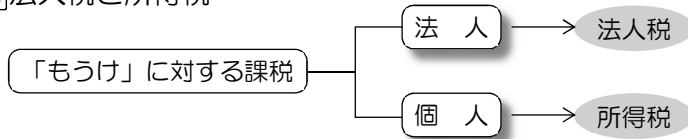
■法人税は直接税である

税金を納める者（納税者）と税金を負担する者（担税者）が同一である税金を「直接税」、納税者と担税者が異なる税金を「間接税」といいます。法人税は税金を負担するのも納めるのも法人ですから、直接税になります。

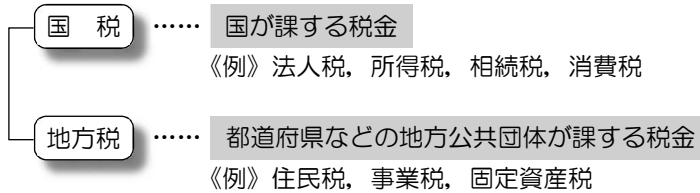
■法人税は申告納税方式の税金である

税金を自ら計算して自ら申告・納付する方法を「申告納税方式」、税金を課す国や地方公共団体が税金を計算し、納税者が税金を納める方法を「賦課課税方式」といいます。法人税は会社が自ら税金を計算し、申告・納付する「申告納税方式」になります。

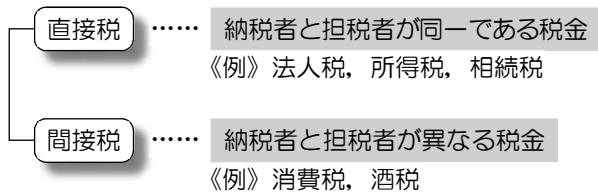
法人税と所得税



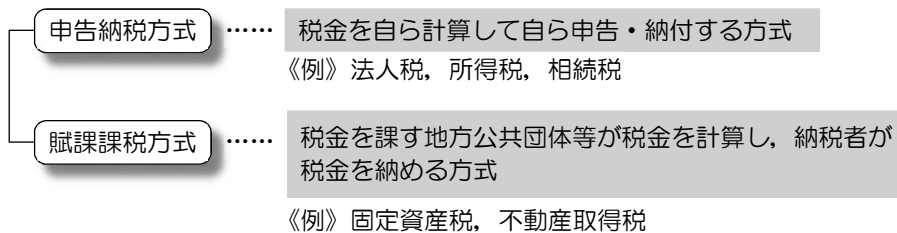
国税と地方税



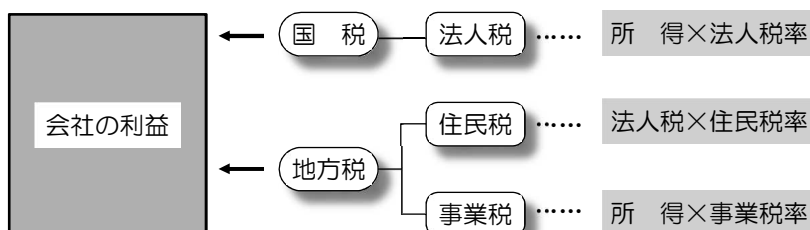
直接税と間接税



申告納税方式と賦課課税方式



会社の「もうけ」に対する課税



2

法人税の種類

2種類の法人税はどのようなものか

Theme

KEYWORD

退職年金等積立金に対する法人税
:退職年金業務を営む信託会社や保険会社に対して課税される法人税をいう。退職年金等積立金の額に対して税率を乗じるもので、他の2つの法人税のように利益(所得)に対する課税ではない。
なお、退職年金等積立金に対する法人税は、現在適用が停止されている。

■法人に対しては2種類の法人税が課される

法人税には次の2種類のものがあります。

- ① 各事業年度の所得に対する法人税
- ② 退職年金等積立金に対する法人税

このうち②は特殊な場合に課されるもので、一般的な会社では①が課されることになります。なお、退職年金等積立金に対する法人税は、現在適用が停止されています。

■各事業年度の所得に対する法人税

法人の毎期の事業活動によって得られる利益(法人税では「所得」といいます。)に対して課する法人税を「各事業年度の所得に対する法人税」といいます。2種類の法人税の中心となるもので、一般的に法人税と言った場合にはこれを指しています。

このテキストにおいても単に「法人税」と言った場合にはこれを指します。

MEMO

グループ通算制度では、親法人及びその完全支配関係(100%の支配関係)にある子法人の損益を通算して税額を計算する。

■連結納税とグループ通算制度

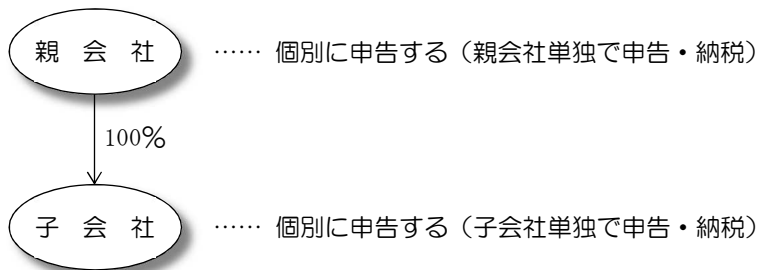
企業グループを1つの納税単位として法人税を計算する「連結納税」(各事業年度の所得に対する法人税の代わりに課される法人税)が適用されていたが、連結納税制度は、令和4年4月1日以後開始事業年度からグループ通算制度に移行しています。

 2種類の法人税

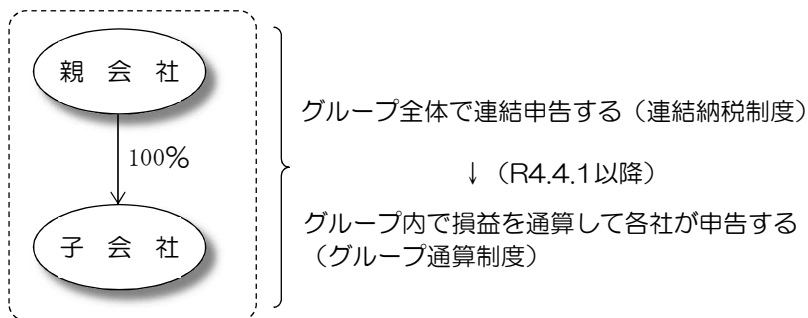
法人税の種類	課税の目的	
① 各事業年度の所得に対する法人税	会社が稼いだ毎期の利益に対する課税	← 一般的な会社
② 退職年金等積立金に対する法人税	信託会社等の退職年金等積立金に対する課税	← 特殊な場合

 連結納税・グループ通算制度

《単体納税》



《連結納税とグループ通算制度》



3

納税義務者と課税所得等

法人税は誰が納めるのか、課税の範囲は何か

Theme

KEYWORD

内国法人

：国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。これに対して、内国法人以外の法人を外国法人という。法人税法では法人を内国法人と外国法人に区分している。

KEYWORD

人格のない社団等

：法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。人格のない社団等は法人ではないが、法人税においては「法人とみなして」取り扱うこととしている。

KEYWORD

収益事業

：販売業、製造業など一定の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

■法人税の納税義務者

納税義務者とは、税金を支払う義務を有する者をいいます。

法人税の納税義務者は「法人」になります。

法人税法では内国法人を①公共法人、②公益法人等、③人格のない社団等、④協同組合等、⑤普通法人の5つに区分して納税義務や課税所得の範囲を定めています。

■公共法人

公共法人に対しては、法人税は課税されません。

公共法人には地方公共団体やNHKなどがあります。

■公益法人等と人格のない社団等

公益法人等と人格のない社団等は、本来営利活動を行うものではありませんから法人税を課税しないのが原則ですが、収益事業を行った場合には、収益事業から生じた所得に対して各事業年度の所得に対する法人税が課されます。例えば空いた土地を利用して駐車場として貸す場合などです。

公益法人等には学校法人や宗教法人などがあり、人格のない社団等にはPTAや町内会などがあります。

■協同組合等と普通法人

協同組合等と普通法人に対しては、各事業年度の所得に対する法人税が課されます。これらは営利活動を行っていますから、すべての所得に対して課税されます。協同組合等には生協や農協などが、普通法人には株式会社や合名会社などがあります。

 内国法人の納税義務者と課税所得等の範囲

